

資料論文

性的マイノリティの生徒への対応と支援 —教員はどう考え、何をすべきか、何をしてはいけないか—

高木 紀子

近年、性的マイノリティの生徒は増えており、6パーセントいると言われる。教師として性的マイノリティのことを知らずにいることはできなくなっている。文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の中で、性同一性障害の診断のある児童生徒に限ることなく、広く性的マイノリティの児童生徒にも理解と対応が必要だとしている。生物学的な性と自認する性が不一致である高校生の2事例により、制服、トイレ、更衣室、呼称、体育の授業、修学旅行等における当事者の心情や配慮や支援の必要性が示された。さらに日常的な教員の心がけとして、性別二分法に囚われないこと、ジェンダーで求められる「らしさ」をよしとしないこと、恋愛の対象を異性と決めつけないこと、教師自身が性的マイノリティに対して理解ある存在だと広く生徒に示していくこと、の4点が提案された。

How to Treat the Students in Sexual Minority: How Teachers Understand Them, What to Do, and What Should Not to Do?

TAKAGI Noriko

Recently, percent of the people in sexual minority has reached to 6%. So, it is impossible to be a teacher without understanding students with the sexual minority. "Personalized treatment for students with gender identity disorder" was showed by the Education Ministry. It defines that not only the students who got a diagnosis of gender identity disorder but also the students called "sexual minorities" without a diagnosis need understanding and support. Two cases of the high school students tell us their feelings and suggest that they need personalized treatment and understanding support for the school uniform, toilet, changing room, popular name, physical education class, school excursion and so on. Moreover, 4 points are suggested to the teachers; not to be caught by two division into male or female, not to stand for the gender identity, not to fixed upon sex orientation to opposite sex, and to show the stance supporting the sexual minority by having goods of rainbow colors.

1. はじめに

LGBTという言葉をよく耳にするようになってきた。LGBTとは、レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの総称である。これらは性志向、性自認の観点から SOGI—Sex Orientation,

Gender Identity と呼ばれることもある。厳密にはこの4種類に分類できない人たちも沢山いるが、そういう人たちをすべて含めて、生物学的な性、性自認（心の性）、性志向（恋愛対象とする性）が一般的な形と合わない人たちをここでは「性的マイノリティ」と呼ぶこととする。

これら性的マイノリティの人たちは思春期以降に、好きになる性が女性なら男性、男性なら女性が対象となるはずなのに（世間ではそうとされるのに）そうでないことに悩んだり、自分の身体の性と心の性についての違和感を抱き悩んだりしはじめる。まさに小学校高学年から中・高校生にかけて生じ始めるテーマであり、中学、高校の教師が熟知しておかなければならないテーマである。そのような生徒に教師生活の中では滅多に出会うことはないと考え人が多いかもしれない。しかし、昨今、LGBTは7.6パーセントいるとの報告がある（電通ダイバーシティ・ラボ、2015）。つまり13人に1人いるという計算になる。これは、発達障害の比率と同程度かむしろ多い比率である。因みに、発達障害を疑われる児童生徒は、6.5パーセントとされる（文部科学省、2012）。日本で多い上位5位の苗字である「佐藤、鈴木、高橋、田中、伊藤」の人は6.15パーセントであり（名字由来net、2017）、それよりも多いわけである。私たちは、これまで佐藤、鈴木、高橋、田中、伊藤さんに出会ったことのないという人はまずいないであろう。言い換えれば、発達障害のひとつだけでなく性的マイノリティの人は、実は身近にいるはずなのである。身近にいながら、本人たちの遠慮や努力、やむない状況、そして私たちがその感性がないがために身近にいることを知らないで私たちは過ごしているだけなのである。

相談室には、性的マイノリティの生徒からの相談が寄せられる。とはいえ、上記の人数には足りないほどのわずかな人数しか相談に来ない。相談に来ていない性的マイノリティがかなりの数いるはずである。相談に来ない生徒が困っていないとは考えにくい。一人で悩み、困り、悶々としているものと想像される。理解あるはずのカウンセラーのところすらなかなか来られないのであるから、理解してくれるかどうかかわからない身近な人に相談するということはもっとハードルが高いであろう。相談に来た生徒は、特に性的マイノリティのことについては親や先生には言いにくいと異口同音に語っている。一番理解してほしい身近な大人である親や先生には逆に言いづらいのである。性的マイノリティは社会的に認められづらいことであるし、伝統的価値基準を持っていると見える大人には話づらいことなのである。男は男らしく、女は女らしくという一つの伝統的価値観は性的マイノリティの人たちを寛容に受け入れてくれない（と想像される）からである。

身近な大人に話してみただけどわかってもらえなくて傷ついたという例もある。ちょっとした言葉が深い傷つき体験となり、その後、人はみな怖いものという気持ちになってしまう。これは、心理学的な意味での「学習」である。我々大人は、生徒に対して好ましい学習の機会を提供できる存在でなければならないし、もっと言えばそれが真の意味で正しい学習になるような、開けた世の中が実現するための正しい知識を提供していかなければならない。そのためにも教育現場での教員一人ひとりの役割は大きいことを再確認しておきたい。

2. 性的マイノリティとは

さきに述べたように、LGBTとはレズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、

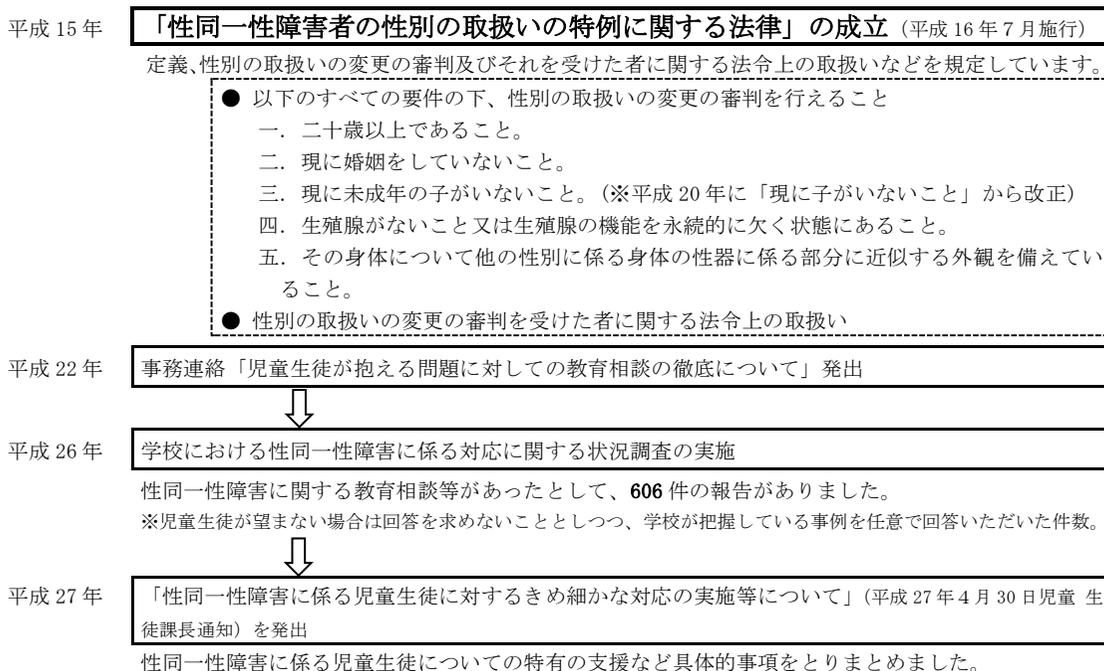
トランスジェンダー(Transgender)の総称である。女性を恋愛の対象とする女性がレズビアン、男性を恋愛の対象とする男性がゲイ、男女どちらをも恋愛の対象とする人がバイセクシュアル、「生物学的な性」と「性自認」が一致しない人がトランスジェンダーである。多様な性についてはこの4分類にて理解できるわけではなく、既存の性のありようと合わずに違和感を抱えた人たちの総称としても性的マイノリティという言葉が使われる。ここではそうした総称として「性的マイノリティ」を用いることとする。性の自認や志向は多様でありながら、少数派であること、社会的に理解されづらい弱者であることを示す言い方である。

性同一性障害と LGBT、性的マイノリティという言葉はよく混同される。性同一性障害とは、医師が診断を下す疾患名である。「生物学的な性」と「性自認」が一致しないトランスジェンダーの中で、その性的違和感を解消する医療行為を受けるための疾患名が性同一性障害である。現代では違和感を解消するには、性的志向は解消できるものとはないと見なされるに至り(かつては心を治療して男は男らしく女は女らしくとさせる傾向にあったが)、志向する性で生きることを保障し身体的な医療行為を受けるための診断である。あるいは近年では、実際に身体的な医療行為そのものは望んでいなくても、性的違和感があり志向する性があることを世間に説明するために診断を求めることもある。

3. 文部科学省の指針

文部科学省の示す性的マイノリティへの対応方針は以下の流れで構築されてきた(図1)。

図1 性同一性障害に係る取組の経緯(文部科学省、2015)



平成 15 年に議員立法により「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、性的マイノリティの中の性同一性障害の診断を受けた人のうち指定した要件を満たす人に対して性別の変更が認められた。それを受けて、平成 22 年には文部科学省より、性同一性障害の児童生徒を視野に入れた「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」が発出された。さらに、平成 26 年には文部科学省が「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施し、606 件の報告を得た。それを踏まえて、平成 27 年には「性同一性障害に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施等について（以下、「きめ細やかな対応」と記す）」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をまとめた（表1）。

表 1 性同一性障害に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施等について

(文部科学省,2015)

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

この平成 27 年の「きめ細やかな対応」は、基本的には性同一性障害の診断を受けた児童生徒に対するものではあるが、相談体制を充実すべきとする項目では「性的マイノリティ」という言葉を用いて、児童生徒への対応の範囲を診断に至っていない児童生徒へと広げて明記している。この点は注目すべき点である(表1、2)。この背景には「自殺総合

対策大綱」(平成 24 年8月 28 日閣議決定)において、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つである」と特筆されていることがある。性同一性障害の診断を受けた児童生徒ではなくても性的マイノリティに対して、教職員の務めとして支援をしていくべきと示したのである。

「きめ細かな対応」では具体的な支援方法が示されている(表2)。

現代では、性同一性障害を含む性的マイノリティは、我が儘や偏った趣味などではなく、そのありようを認め、必要に応じて支援していくべきものとなっていることを理解しておかなければならない。これは、その人のありようを認めることが人権を守ることであるという考え方と繋がるものである。

4. 事例

実際に相談室に相談にきた事例A、Bから、児童生徒の心情、対応のポイントを探っていく。尚、この事例はこれまでに対応した事例を組み合わせで作ったものであり、特定の個人を示すのではないことを断っておく。

事例 A さん (F to M=女性から男性へ)

高校2年生。相談室に本を借りに何度も来室する。本の貸し出し手続き後もなんとなくすぐに退出せずにいる様子があり、カウンセラーが声を掛けると話したいとのことであった。2回ほど、進学の話ややりたい勉強をテーマに相談をして話は済んだかに見えたが、自分が何かかわからないと言い出し、自分の性自認に違和感を覚えるという話となった(戸籍上は女性である)。では、身体を変えて男性になりたいかというところでもないが、違和感が苦しいとのことだった。この違和感は、学校で提出する進路希望用紙の「男・女」の欄を記入するとき、また体育で足の露出が大きくなる時、学内の女子トイレを利用するときなど日常の様々な場面で大きく強く感じられると言う。Aさんは女子用の制服にも不快を感じており、保護者による「異装届」を出すことでズボンの着用

表 2 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例
(文部科学省、2015)

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

が認められるのだが、保護者に打ち明けることができずに女子の制服を着続けた。Aさんは親だけでなく、教師や身近な友人には性別の違和感を話すことはなかった。その理由は、「自分が何者かわからないのだから、人が理解してくれるはずがない」というものであった。相談を続けていく中で、LGBT の分類だけではなくQ (Questioning/Queer) が付く「LGBTQ」という考え方もあるということを知り、白黒ははっきりつけないグレーゾーンに身を置くことで気持ちを落ち着かせていった。高校を卒業した後、数回相談室に近況報告に来てくれたが、大学では黒一色のファッションで、男女どちらだかわからないキャラで通っていて、周りの学生もそれをよしとしてくれていて楽しく過ごせているとのことであった。

Bさん (M to F=男性から女性へ)

高校2年生の夏休み前に相談室に手紙が届いた。内容は、「自分はLGBT だと思う。生物学的には男子だが、女子といるほうがホッとできる。男子の自分の身体に嫌悪感がある。母親には話したが受け入れてもらえなかった。父は理解があるはずだが、別居していて話せない。学内ではX先生にだけ手紙を書いて知らせたい。X先生ならわかってくれると思う」というようなものであった。

終業式の日にBさんの手に渡るように相談室から返事の手紙を書いた。またX先生とも連絡を取り、対応方法について助言した。2学期になって修学旅行があり、入浴があるが、大浴場ではなく個室入浴の形を取る対応を提案し、修学旅行にも行くことができた。Bさんは自分の名前についても嫌悪感があった (例えば「ケン」という名前は男性的だが「ケイ」なら男女どちらでもよいのにと悔やむようなことである)。3年生の健康診断は個別に自費で受診することで集団での受診を回避した。健康診断や大浴場での入浴など半身でも全身でも裸で男子の中にいることはBさんには耐えがたい恥ずかしさを感じるものなのである。高校卒業後は、留学を実現させるために留学を目指し留学に有利な学科を選んで進学した (海外のほうが性的マイノリティでも生きやすいと考えてのことである)。

以下、性的マイノリティの生徒が悩み苦しむ様々なポイントについて事例を踏まえながら検討していく。

カミングアウト

AさんもBさんも性自認について悩み、本やネットで調べたのちに、誰かに話し理解者を探そうとした。Aさんは自分が何者なのかかわからずに、カウンセラーに恐る恐る話すことにより自分で自分を探るような様子があった。まだ自己理解ができていないから、親にも友人や先生にも話すことはできないと考えていた。しかし、性別への違和感を安全な場で検討し、自己理解を深めたいと望んでいた。一方Bさんは、「自分はLGBT だ」と認識していて身近な存在である母親に話してみたところ、理解が得られず、傷つき体験をしていた。誰にも話さないでいようとも思う反面、理解者が欲しくなり、考えた末に相談室に手紙を出した。また学内の理解者としてX先生にも手紙を出して理解を求めた。会って話をするのではなく、手紙という手段を選んだことから直接会って傷つくのは怖いという心情が読み取れる。

性的違和感を覚えた場合、誰にも告知しなければ傷つくことはないが、ひとりで抱えていては日

常の不都合を回避することが一層難しくなり、誰にも理解されない孤独感は募るばかりである。では相談室のカウンセラーにだけ理解してもらえばよいのかというとそうではない。相談室に行けば理解者がいるということ自体は、生徒を心強くしてくれるかもしれないが、日常の場面にはカウンセラーがついているわけではないのである。健やかで安心した学校生活のために、カウンセラーからの理解は必要条件ではあるかもしれないが、十分条件とは言えないようである。後に述べるが、性的マイノリティの生徒たちは日常生活の様々な場面で性別二分の世界に組み込まれ、絶えず自分は何者であるのかと自問し、世間に受け入れられにくい自分を意識することになる。なんとか、うまく装い、誰にも気が付かれぬようにやり過ごすのであるが、そのたび毎に、このしきたりはおかしいのではと悶々とすることが多い。困っている自分を理解する存在として、そしてできればそれを改善でき得る存在として味方が欲しくなるのである。事例のBさんも学内の理解者としてX先生にも手紙を出して理解を求めた。

学校生活を送る味方として、教員が選ばれることは自然なことである。そういう対象として選ばれたなら、生徒を失望させることのない対応をしなければならない。わずか一教員の反応とはいえ、何かネガティブな反応を感じるとしたら、カミングアウトする生徒にとっては世間すべて、世界中から自分を拒否されていると感じてしまうものなので慎重な対応が必要である。

幸運なことに、カミングアウトの対象に選ばれたならどう対応したらよいだろうか。まず、話してくれた勇気をたたえ、話してもらえたことが嬉しいと伝えることが大切である。生徒のほうはこんな話をして迷惑ではないのかと心配しているものである。

そして、困っていることは何か、教員としてできることは何かを聞いてみるとよい。仮にその場ではカミングアウトを聴くだけに留まり、困っていることまでは聞けないとしても、今後いろいろ話して一緒に考えていこうと伝えられるとよい。

そして大切なのは、誰がこのことを知っているか、誰には言ってもいいかという秘密の共有範囲を確認することである。間違っても、勝手に親に報告したり、部活の顧問に話してしまったりしてはいけない。その時点でカウンセラーを紹介しておくのも有効である。カウンセラーは性的マイノリティの例について、経験や知識を持っているので、助けになってくれるということ伝えておくとよい。安心で安全な味方が増えるのは良いことである。

5. 具体的な支援

文部科学省の「きめ細かな対応」には具体的な支援方法が示されている(図2)。先にも述べたが、これは性同一性障害の診断を受けていない生徒でも対象となると記されている。性同一性障害かどうかを問うことなく、困り感を訴えてきたら、対応をしていくことが大切である。そのためには、生徒がしてくるさまざまな要求は、時として性的マイノリティの困り感から発せられるものであるかもしれないという発想を常日頃から教員は持つておかねばならない。

制服

まず、制服の違和感はAさんもBさんも苦しんでいたポイントである。高校を卒業することは制

服から解放されることでもあり、早く卒業したいとまで語っていたほどである。しかしながら、制服の変更に関しては一般に保護者の申請が必須であり、変更がかなわないことが多い。Aさんは親に言えないので制服の変更を希望できなかったし、Bさんは親が理解を示さなかったので制服の変更は実現しなかった。また、女子から男子(F to M)の制服の変更については、女子がズボンをはいていても世間的に問題ないので性的マイノリティを公表せずとも認めやすいが、男子のスカートは周りの生徒への説明が難しくなるため、性同一性障害の診断がある場合などに限られてしまい、実現がより難しくなる。

トイレ

事例のAさん、Bさんもトイレは性別を意識させられてしまう嫌なところであると語っていた。女子トークが繰り広げられる女子トイレにAさんは辟易していたし、立便器で用を足すことがBさんは嫌でたまらなかった。性的マイノリティの生徒はトイレで困っていることが多い。これは、文部科学省が示すように、「誰でもトイレ」を使うことや教職員用トイレを使うことで解決ができるものである。

更衣室

更衣室も戸籍上の性別のままでは不都合が出てくる場所である。AさんもBさんも特別な更衣室の用意を学校側に求めることはなく、自分で人より早くに着替える工夫や、家から体操着を制服の下に着て来て制服を脱ぐだけ、上に着るだけという工夫をしていた。しかし、文部科学省が支援の例に挙げているように別室の用意が必要になることもある。

呼称

呼称の問題もある。BさんはX先生に対して授業中は特別な呼び方で呼ぶように依頼をした。X先生は英会話の先生であったため、実践の場でBさんの希望する英語のニックネームでBさんを呼ぶことは不自然なことではなくBさんの希望はかなえられた。Aさんは女っぽい下の名で呼ばれることを嫌い、苗字呼び捨てを友人に徹底させていた。

因みに、戸籍上の改名は家庭裁判所に申し出て家庭裁判所の許可をもらわねばならない。その際には、性同一性障害の診断書を求められることになるので、家族への告白は必須となるし、大掛かりな手続きとなる。

体育の授業

この事例は該当しなかったが、学校側の対応として体育の授業の内容変更もあり得る。別メニューの設定、別日の補修実施、レポート提出による代替の可能性を文部科学省は示している。水着は戸籍上男性の場合、上半身が隠れる水着の着用の許可も選択肢の一つである。

修学旅行

修学旅行では入浴の時間があるので、生徒たちの困り感は大きくなる。事例のBさんも修学旅行は入浴が嫌だから行きたくないと悩んでいた。個別の入浴を許可することで3泊の修学旅行は「行ける」と気持ちが変わった。とは言え、入浴時間に友人から入浴に誘われてしまうのではとBさんの不安は高かったので、同行する養護教諭から入浴時間に呼び出しをかけてもらうことにして、友人と離れて入浴するようになった。

支援体制

これらの対応や支援は、チームで行うのがよいであろう。カウンセラー、養護教諭、担任や部活動の顧問など、関係するスタッフでケース会議を行うなどしてチームで統一した方針をもって対応をすべきと文部科学省も述べている（文部科学省、2015）。

生徒本人に情報共有の許可を取り、共有範囲を生徒本人も承知しているのが望ましい。

まだ、生徒本人から性的マイノリティであることを告白してこない場合でも、更衣室や修学旅行先の入浴の配慮を求めてくる場合もあるであろう。そのような場合には、「もしかしたら性的マイノリティであるかもしれない」という可能性を踏まえて、生徒が危機的状況に陥らないように対応する必要がある。性的マイノリティかどうかと詰問することはせずに、「皆と一緒に入浴（着替え）にどうしても抵抗があるのですね」とその心情だけを確認し、対応をしていくことが大切である。その時に、「その抵抗の気持ちをカウンセラーに話すなどして自分について考えを深めていけるとよい」と相談室の利用を勧めておくことも大切である。思春期、青年期に掛けて、自分は何者でありどこを目指していくのかと模索するときに、性的マイノリティであるかどうかは別として、人と一緒に着替えたくない、入浴したくないという気持ちに向き合うことはとても大切だからである。更衣室の別室提供や、個別入浴の許可の条件としてカウンセラーのところに行くことを強要してしまうのは望ましくない。聞き出されるような感じや、性急に性自認の問題を扱うことは生徒を防衛的にさせてしまうし、本人の自己肯定感を傷つけることになりかねない。

6. 日常的な心掛け

以上、事例をもとに様々な具体的場面での対応方法について述べてきた。

先に述べたように、性的マイノリティは1クラスに1人以上はいるものと考えたほうがよいくらいの数が存在する。そうなので、教員は日常から性的マイノリティを頭の隅に入れた言動を心がけておく必要がある。その為には以下の4点を心がけておきたい。

1) 性別二分法に囚われない言動をする

日常的な発言として、「女か男かわからない」とか、「性別不明」などという言葉は批判的な意味合いで使わないことである。先のAさんやBさんはこうした言葉に深く傷つき、居心地の悪い思いをしていた。同級生の言葉ではなく、教員の言葉であることの傷つきは大きい。

性別を男女の二分法では分けられないことは、動物でも植物でも自然なこととしてあり得るのだ

という立場に立っておくことである。その立場に立った上で、さまざまな書類に男女欄があり、「男・女」のいずれかに丸を付けさせる機会が多いことにも留意されたい。昨今、区市町村の公的な書類でも、不必要な男女欄の削除が検討され始めている。2015年には全国31都道府県の183自治体で公的な書類の男女欄を廃止している（日本経済新聞、2015）。学校でも、生徒から提出させる書類に慣習的に不必要な男女欄が残されていないかという視点で見直しをしていく必要がある。不必要に性的マイノリティの生徒を苦しめることのないような配慮が必要である。

2) 女は女らしく男は男らしくするのがよいという立場に立たない

男子に対して「女々しい」とか、女子に対して「男勝り」という言葉を使うことは避けなければならない。「本当に女（男）か？」という発言や「女子力が高い（低い）」という発言も同様である。この発言の根底には、女は女らしく男は男らしくという社会的に作られたジェンダーを支持する立場がある。女であれ男であれ、その人らしく生きることが大切なのであり、女あるいは男らしくありたくないのに、「らしさ」を強要するとしたらそれは人権を侵すことになってしまうことに教育者として留意しなければならない。

3) 恋愛の対象は異性であると決めつけない

事例のBさんは、「女子に（異性に）モてる／モテない」という表現が刺さると言っていた。微妙な表現ではあるが、「人から好かれる／好かれない」というのは「刺さらない」のだそうだ。この違いは、恋愛の対象が異性であるという決めつけが根底にあるかないかである。同様に、「好きな人いる？」と言うのは「刺さらない」が、「好きな女子はいる？」とか「彼女いる？」と言われると「刺さる」と言っていた。ホモ、ゲイ、オカマという言葉で人を非難することも同様である。教師が生徒の恋愛の話に踏み込むことはそう多くはないかもしれないが、他生徒と話す時などにこうした決めつけを見聞したら、その教員を「理解のない人」と遠ざけてしまう可能性があるので留意しておきたい。言っている側はちょっとした表現の問題だと思うかもしれないが、当事者はその背景にある差別や決めつけを敏感に感じ取るものなのである。

4) 性的マイノリティに対して理解があり聴く準備があることを示す

性的マイノリティの生徒たちは、誰が自分を受け入れてくれるか、誰が味方になってくれるかと、周りの人を査定しているものである。余計な傷つきは避けたいが、味方は必要だからである。

性的マイノリティへの理解者や支援者を「アライ(ally)」と呼ぶ。性的マイノリティの生徒にとって、アライを見極める作業は時間が掛かるものである。失敗すれば傷つきを体験することになるので、時間を掛けなければならないからだ。しかし、さりげなく自分がアライであることを示すことができるのをご存じだろうか。それはレインボーカラーのグッズを身に付けることである。多様性を示すレインボーカラーを身に付け、理解者であることを示しておくとの性的マイノリティの生徒にとって、ありがたい目印となる。このレインボーカラーは、諸外国でも性的マイノリティを示すようだが、「支援」の意味に限らず自分の「告知」を伝える等国によって示す意味が異なるので注意されたい。

以上、教員は日常的に性的マイノリティを視野に入れて、「きめ細やかな対応」を参考としながら生徒に接し、受容的な支援者となることが期待されている。

引用文献

「LGBT 調査 2015」電通タイパーシティ・ラボ、2015

名字由来 net <https://myojo-yurai.net/>、2017 閲覧

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」(報道発表)、文部科学省、2015.4.30

「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施等について (教職員向け)」
文部科学省、2016.4

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」
文部科学省